消費税の達人(令和元年度以降用)from会計王22シリーズ 運用ガイド

この度は、「消費税の達人(令和元年度以降用)from会計王22シリーズ」をご利用いただき誠にありがとうございます。

「消費税の達人(令和元年度以降用)from会計王22シリーズ」は、ソリマチ株式会社の「会計王」の会計データを「消費税の達人」に取り込むためのプログラムです。このマニュアルでは、「消費税の達人(令和元年度以降用)from会計王22シリーズ」のインストール手順や操作手順について説明しています。



目次

1.対応製品	3
2.動作環境	4
3.インストール方法	5
1 .「達人 Cube」からアップデートする場合 2 .「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合	
4.運用方法	11
 1.「会計王」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合 2.「会計王」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合 	
5.操作方法	13
「消費税の達人(令和元年度以降用)from 会計王22シリーズ」を使用する前に	16
6.連動対象項目	25
「会計王」から連動するデータ(連動元)「消費税の達人」に連動するデータ(連動先) [基礎データ(一般用)] 画面	26 28
付表 2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の 含む課税期間用〕	
付表 2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の含む課税期間用〕)譲渡等を 33
消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)	35
課税売上高及び消費税額等の予測表(一般用) [基礎データ(簡易課税用)] 画面	37 38
課税売上高及び消費税額等の予測表(簡易課税用)	41 42
8.著作権・免責等に関する注意事項	43

1.対応製品

「消費税の達人(令和元年度以降用)from会計王22シリーズ」に対応するNTTデータの対応製品及びソリマチの対応製品は以下のとおりです。

会社名	対応製品
株式会社NTTデータ	消費税の達人(令和元年度以降用) Professional Edition
体式会社NTノータ	消費税の達人(令和元年度以降用) Standard Edition
、ハリ コイ+サーキム-ナ+	会計王22
ソリマチ株式会社	会計王22PRO



注意

本書は、出版時点での最新プログラムの画像を使用しています。

1.対応製品 3

2.動作環境

「消費税の達人(令和元年度以降用) from会計王22シリーズ」に必要な動作環境は「1.対応製品」(P.3) に記載のソリマチ株式会社の[対応製品]と同様です。



注意

「消費税の達人(令和元年度以降用)from 会計王22シリーズ」のインストールやプログラムの起動を行うには、「1.対応製品」(P.3)に記載のソリマチ株式会社の[対応製品]のいずれかをインストールしている必要があります。

2.動作環境 4

3.インストール方法

「消費税の達人(令和元年度以降用)from会計王22シリーズ」をインストールする手順は、「達人Cube」からアップデートする方法と「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする方法の2パターンあります。

1.「達人Cube」からアップデートする場合

1. 「達人Cube」にログインし、[アップデート]をクリックします。



[アップデート] 画面が表示されます。

2. ユーティリティ[オプション]をクリックします。



[オプション] 画面が表示されます。

3. [更新情報]タブー[更新情報を取得する範囲(データ連動)]において該当の[連動元 (会社名)]をクリックしてチェックを付け(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。



[アップデート] 画面に戻ります。

4. アップデートコンテンツ[データ連動]をクリックします。



[データ連動] 画面が表示されます。

5. [更新情報を取得]ボタンをクリックします。



連動コンポーネントが表示されます。

6. 該当の連動コンポーネントをクリックして選択し(①)、[アップデート]ボタンをクリックします(②)。



[ユーザーアカウント制御] 画面が表示されます。

- **7.** [はい]ボタンをクリックします。
 - [InstallShield Wizard] 画面が表示されます。
- **8.** [次へ]ボタンをクリックします。 [設定内容の確認] 画面が表示されます。
- **9.** インストール先のフォルダを確認し、[インストール]ボタンをクリックします。 インストールが開始されます。
- 10. 完了画面が表示されたら、「完了」ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人(令和元年度以降用)from会計王22シリーズ」のインストールは完了です。

2.「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合

1. 「達人」オフィシャルサイトの連動会計・給与ソフトの連動コンポーネントダウンロードページ (https://www.tatsuzin.info/rendousoft/rendou_download.html)を開きます。



2. 該当の「達人シリーズ」のソフト名をクリックします。 該当の連動会計・給与ソフトメーカー覧画面が表示されます。

- 3. 該当の連動会計・給与ソフトメーカの[ダウンロード]をクリックします。 該当の連動会計・給与ソフトメーカの最新の連動コンポーネントー覧画面が表示されます。
- 4. 該当の連動コンポーネントの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。

画面の右上に「ダウンロード」画面が表示されます。

5. [ファイルを開く]をクリックします。



[ユーザーアカウント制御] 画面が表示されます。

6. [はい]ボタンをクリックします。

[InstallShield Wizard] 画面が表示されます。

7. [次へ]ボタンをクリックします。

[設定内容の確認] 画面が表示されます。

- **8.** インストール先のフォルダを確認し、[インストール]ボタンをクリックします。 インストールが開始されます。
- 9. 完了画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人(令和元年度以降用)from会計王22シリーズ」のインストールは完了です。

4.運用方法

「消費税の達人(令和元年度以降用)from会計王22シリーズ」は、「会計王」のデータから中間ファイルを作成します。

データ取り込みの操作方法は、「会計王」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている かどうかで異なります。

1.「会計王」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合

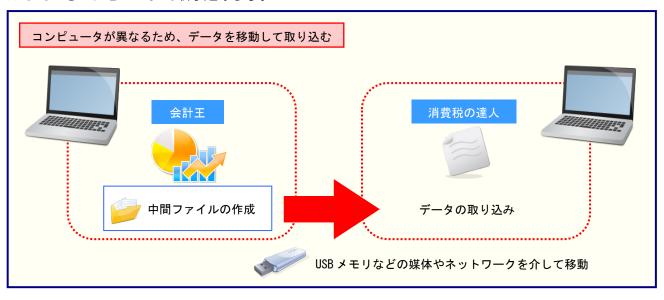
「消費税の達人(令和元年度以降用)from会計王22シリーズ」で作成した中間ファイルを直接「消費税の達人」に取り込みます。



4.運用方法 11

2.「会計王」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合

「会計王」をインストールしているコンピュータで中間ファイルを作成し、「消費税の達人」をインストールしているコンピュータで取り込みます。



4.運用方法 12

5.操作方法

「消費税の達人(令和元年度以降用)from会計王22シリーズ」を使って、以下の手順で連動します。 事前に「6.連動対象項目」(P.25)を必ずお読みください。

操作手順は、「会計王」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしているかどうかで異なります。

「消費税の達人(令和元年度以降用)from会計王22シリーズ」を使用する前に

「消費税の達人(令和元年度以降用)from会計王22シリーズ」を使用する前に以下の手順で、「会計王」に達人用のユーザーを登録し、「会計王」が起動中でも連動できる設定をしてください。この手順は、「会計王」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしているかどうかにかかわらず、共通の手順となります。



注意

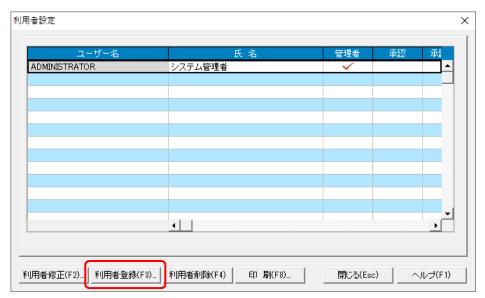
達人用のユーザーを登録しないと「消費税の達人(令和元年度以降用)from 会計王22シリーズ」を使用できません。

1. 「会計王」を起動し、メニュー[ファイル]ー[利用者設定]をクリックします。



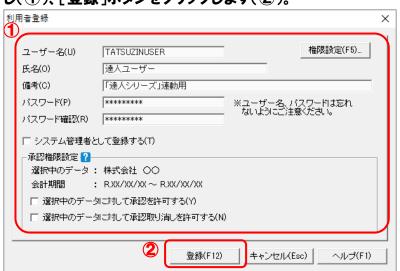
[利用者設定] 画面が表示されます。

2. [利用者登録]ボタンをクリックします。



[利用者登録] 画面が表示されます。

3. 「消費税の達人(令和元年度以降用)from会計王22シリーズ」用のユーザー情報を入力し(①)、[登録]ボタンをクリックします(②)。



[利用者設定] 画面に戻るので、[閉じる] ボタンをクリックします。

- ※ ユーザー名の先頭を"TATSUZIN"とすることで、達人用のユーザーとして認識されます。
- ※ ユーザー名以外の入力は任意となりますが、確認しやすい情報を入力しておくと便利です。
- ※ 「会計王」の起動中に連動をしない場合、手順4以降は行いません。

4. メニューバー[ヘルプ]ー[達人連携切替]をクリックします。



[達人連携切替] 画面が表示されます。

5. [接続を許可する]ボタンをクリックします。



達人連動コンポーネントからの接続が許可され、「会計王」が起動中でも連動できるようになります。

※ 接続を解除する場合は [接続許可を解除する] ボタンをクリックし、解除してください。

以上で、「消費税の達人(令和元年度以降用)from会計王22シリーズ」を使用する前の準備は完了です。

1.「会計王」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合

1. 「消費税の達人」を起動してデータを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



[データのインポート] 画面が表示されます。

[会計王22からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



[会計王22- ログイン] 画面が表示されます。

※「会計王22PRO」を利用している場合は「会計王22PROからのインポート」をクリックして選択し、「確定」ボタンをクリックします。

3. 「会計王」側で登録した[ユーザー名]及び[パスワード]を入力し(①)、[ログイン]ボタンをクリックします(②)。



[データ選択] 画面が表示されます。

- ※ [ユーザー名]には既に"TATSUZIN"が設定されていますので、後に続く文字を入力します。
- ※ 次回以降、[ユーザー名] と [パスワード] を自動で入力するには、[ログイン情報を保存する] をクリックしてチェックを付けます。
- 4. 「消費税の達人」に取り込む「会計王」のデータをクリックして選択し(①)、[選択]ボタンをクリックします(②)。



[消費税 - 集計条件] 画面が表示されます。

5. 集計条件を設定し(①)、[実行]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

6. [OK]ボタンをクリックします。



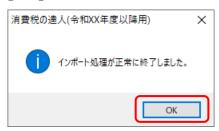
[条件設定(インポート)] 画面が表示されます。

7. [インポート先の指定]を指定し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

8. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。データの作成(中間ファイルの作成)が終了すると同時に、「消費税の達人」にデータが取り込まれます。

以上で、データの取り込みは完了です。

2.「会計王」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合

1. Windowsのスタートメニュー[達人シリーズ]ー[消費税の達人(令和元年度以降用)from 会計王22シリーズ]をクリックします。

[会計王22 - ログイン] 画面が表示されます。

- ※ Windows 11の場合は、Windowsのスタートメニュー [すべてのアプリ] をクリックして表示される [すべてのアプリ] 画面で、[達人シリーズ] ー [消費税の達人(令和元年度以降用) from会計王22シリーズ] をクリックします。
- 2. 「会計王」側で登録した[ユーザー名]及び[パスワード]を入力し(①)、[ログイン]ボタンをクリックします(②)。



[データ選択] 画面が表示されます。

- ※ [ユーザー名]には既に"TATSUZIN"が設定されていますので、後に続く文字を入力します。
- ※ 次回以降、[ユーザー名] と [パスワード] を自動で入力するには、[ログイン情報を保存する] をクリックしてチェックを付けます。
- 3. 「消費税の達人」に取り込む「会計王」のデータをクリックして選択し(①)、[選択]ボタンをクリックします(②)。



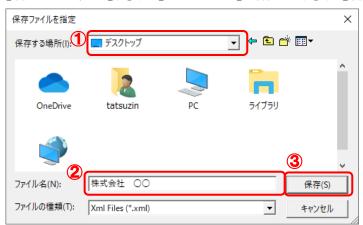
[消費税 - 集計条件] 画面が表示されます。

4. 集計条件を設定し(①)、[参照]ボタンをクリックします(②)。



[保存ファイルを指定] 画面が表示されます。

5. [保存する場所](①)と[ファイル名]を指定し(②)、[保存]ボタンをクリックします(③)。



[消費税 - 集計条件] 画面に戻ります。

※ 出力先のファイル拡張子にはxmlを指定してください。

6. [実行]ボタンをクリックします。



終了画面が表示されます。

7. [OK]ボタンをクリックします。



手順5で指定した出力先に、中間ファイルが作成されます。

8. 作成された中間ファイルを、USBメモリなどの媒体やネットワークを介して「消費税の達人」 をインストールしているコンピュータに移動します。

9. 「消費税の達人」を起動して中間ファイルを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー [データのインポート]をクリックします。



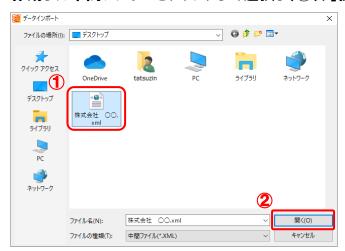
[データのインポート] 画面が表示されます。

10. [中間ファイル(財務会計用)からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



[データインポート] 画面が表示されます。

11. 作成した中間ファイルをクリックして選択し(①)、[開く]ボタンをクリックします(②)。



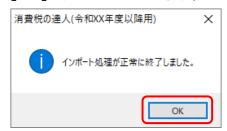
[条件設定(インポート)] 画面が表示されます。

12. [インポート先の指定]を指定し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

13. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。

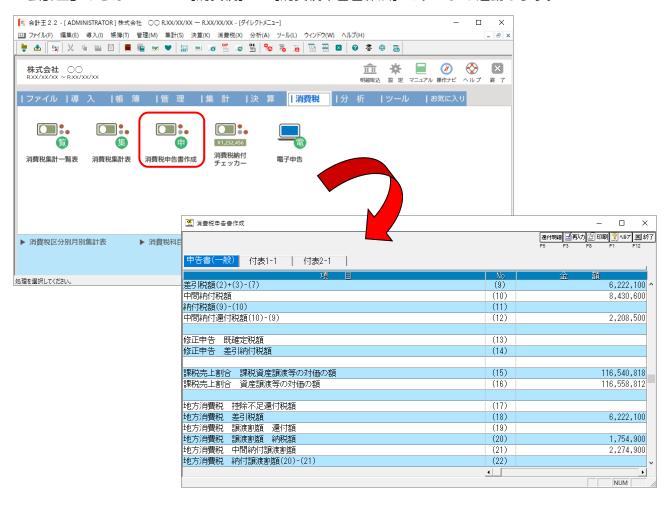
以上で、データの取り込みは完了です。

6.連動対象項目

「消費税の達人(令和元年度以降用)from会計王22シリーズ」では、「会計王」の消費税申告書よりデータを取り込みます。

「会計王」から連動するデータ(連動元)

「会計王」からはメニュー「消費税] ー「消費税申告書作成] のデータが連動します。



「消費税の達人」に連動するデータ(連動先)

「消費税の達人」に連動するデータは以下のとおりです。次ページ以降の各画面及び帳票の太枠部分が連 動対象項目です。

一般用

[基礎データ] 画面

- 売上(10%)/(新8%)/(旧8%)/(5%)/(3%)
- 仕入(10%)/(新8%)/(旧8%)/(5%)/(3%)
- •特定仕入(10%)/(旧8%)
- •貸倒(10%)/(新8%)/(旧8%)/(5%)/(3%)

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 (経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課 税期間用〕

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課 税期間用〕

付表 2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)

消費税の還付申告に関する明細書(法人用)

課税売上高及び消費税額等の予測表



以下の項目については、データをインポートする際に[消費税 - 集計条件]画面-[集計方法]で[連 動元製品の[消費税申告書作成]で入力した値を使用する]を選択している場合のみ連動対象となります。

- [基礎データ(一般用)] 画面
- ・[仕入(10%)/(旧8%)]タブー[特定仕入]及び[特定仕入返還]の[本体価額(税抜)]
- ■付表 2-1 課税売上割合・控除対象什入税額等の計算表「経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税 期間用] /付表 2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 [経過措置対象課税資産の譲渡等を 含む課税期間用] /付表 2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算
- 「納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額]
- . [課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額]
- . 「調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額]
- . [居住用賃貸建物を課税用賃貸に供した(譲渡した)場合の加算額]
- ■消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)
- . [決算額の税区分] [事業所得] [不動産所得] 及び [所得] [左のうち課税仕入れになら ないもの] - [固定資産税等の取得金額]
- ■消費税の還付申告に関する明細書(法人用)
- . [資産科目] [資産の取得価額] [その他] 及び [(イ) のうち課税仕入れにならないもの]

簡易課税用

[基礎データ] 画面

- 売上(10%)/(新8%)/(旧8%)/(5%)/(3%)
- 仕入(10%)/(新8%)/(旧8%)/(5%)/(3%)
- •貸倒(10%)/(新8%)/(旧8%)/(5%)/(3%)

課税売上高及び消費税額等の予測表

[基礎データ(一般用)]画面

① 売上(10%)/(新8%)/(旧8%)/(5%)/(3%)

of the	礎データ (一般用) 表示対象: ● 税率(10%・8%)適用分 (売上(10%) 仕入(10%) 特定仕入(10%) 貸倒(10%)	_			X F1 ヘルプ F9
	項目	税抜経理7本体価額(税抜)	5式の場合 仮受消費税	税込経理方式の場合 税込価額	印刷
	課税売上 免税売上(輸出取引等) 非課税売上・有価証券 非課税売上・有価証券以外 非課税資産の輸出等 課税売上に係る対価の返還 免税売上に係る対価の返還 非課税売上に係る対価の返還	4-14-1mss (176.1%)	MATHEM .	17L/C-I turese	
	非課税資産の輸出等の返還 (注)経理方式が混在している場合は、税抜経理方式	式と税込経理方式のそれ	.ぞれに金額を入力してく	ださい。	Ctrl+包確定 ESC キャンル

① 仕入(10%)/(新8%)/(旧8%)/(5%)/(3%)





(5%) / (3%) は [輸入仕入] [輸入仕入返還] がありません。

□ 特定仕入(10%)/(旧8%)





注意

(新8%)/(5%)/(3%)は[特定仕入]タブがありません。

① 貸倒(10%)/(新8%)/(旧8%)/(5%)/(3%)



付表 2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表[経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]

		【軽適 指	首直对领	(課税)	資産の語	機渡等る	を含る	む課税期間	用儿			— 4
				25	税期間		~	- · .	5名又1	は名称		
	項				B			X		46, 24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合 計 F (X+D+E
	課税	売 上	額	(₺	兑 抜	き)	1	(Hes-and) x Mo-A	100 FR	,	F	
	免	税	売		Ł	額	2					
	非課税海外支	資 産 店等へ	の輸入移送	出等した	の金資産の	額、	3					
課	脱資産の	護渡等	の対価	の額	(D+@)+(3)	4					高数一数の金数へ 高計数220分支機へ
	課税資産	の譲	変等の;	対価の	额(④	の金額)	(5)					
	非 1	果	税	売	上	額	6					
資	産の護	渡 等	の対	価の	額(ほ)+(6)	7					商業一番の第一へ 高付置2-2の①X個へ
課	税	売	Ŀ	割	合 (4	D/(T)	8					第件第2-00年X集へ (%) 開
	課税仕入	れに係	そる支払	対価	の額(税	込み)	9	(仲間2-2の億米機の	±(9 0)			
	課税仕	:入 オ	1 に 1	系る	消費	税額	(10)	(仲間2-2の億米機の	490 (SD	■×6.24/100	(\$E∰×T.6/110)	
	特定課	党仕入	れに信	系る支	払対値	折の額	(1)	(Mas-source)	#S) =0x	(10012, MRR.)A	PMS・中央、かつ、 参加製造化) れがあら 申請者 のみ 犯者 す
	特定課	税仕	入れり	こ係る	る消費	税額	12	(計算2-20億X層 の	±90		(DEMIXI. 6/100)	
	課税負	貨物	に係	るi	消費	税額	(13)	(付押3-20億X機の	±\$0			
	納税義務の 場合におり							(仲間2-2の億米機の	±90			
課	税仕入		筝の ₹ ·⑫+⑬		の合	計額	(15)	(付押3-20億X機の	★ (数)			
	税 売 上 脱売上割・						(16)	(H#6-20@X#6	金額)			
	5課95個別	ゆ のう	ち、課税	売上げに	このみ要す	 るもの	17	(付集2-2の億X機の	金額)			
and D	売未 対	傷 のう	1 9	- 100	非課税を する	* m	169	(付押2-20億X機の				
	型割の 大式	個別対 等の税	応方式に 額	より控 (切+	除する課程 ・(18)×④	発仕入れ)/⑦)]	19	(HBC-2000X	# (B ()			
	1が合 一			より控制	余する課程 (①) (②) × (②)	発性入れ ①/⑦)	200	(付集2-20億X機の				
控除	消費税						(2)	(仲表3-20号X機の				
税額の	調整対象 用)に転						CCA	(仲國2-20個X機が				
調整	居住月に供し						(23)	(村妻2-20号X書の				
差	(1010)		象 图() ±旬		入 移 (3) がプ ⁹	_	C540	(仲表3-20@X層の			楽作賞1-10億日標へ	
引	控除(100、130)又	過 は 3 の金			整 移 〕がマイ:	_	23	(仲間2-20@X機が			案件費1-16億日機へ	
貸	倒回	tha 12	16	工 进	费	税額	269	(H#2-20個X機の	金額) 楽性	RI-INGD#^	※付表に1の意を書へ	

付表 2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表[経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]

		. 44	WEI TH	直对勇	KER 1	1. 具人	生りが	表形	र ज ८		い課税料	מדיל ניייו מי				
						課務	期間			~	4 4	氏名	又は名称			
	i	Ę					Ħ				税率3% A		税率4%適 B	用分	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 (A+B+C
	課税	売	Ł	額	(税	抜	ŧ)	1		FI		А	F	等付着2-1の①X機へ
	免	秩		売			Ł		額	2						
	非課程海外支									3						
課程	党資産の							_		4				_		(州親2-106年後の金
	課税資	産の	譲渡	等の	対価	の割	((の金	2額)	(5)				_		
	非	課	1	锐	売		上		額	6				_		
資	産の書	後渡	等	の対	価	のま	類 ((5)+	· (6)	7						(H#2-1007F-004
課	税	売		Ŀ	割	1	÷ (@	Đ/	(D)	8				_		(H#2-10@F#0# [%]
	課税仕	入れ	に係	る支払	ム対値	面の	額(移	沁	み)	9						単付表2-1の②X書-
	課税	仕り	\ h	にん	係る	5 消	費	税	額	(10)	(®A∰×3/)	03)	(②B∰×4/105)		(②C∰×6.3/106)	単付表2-1の 個X機 -
	特定課	税化	t入i	れにも	系る:	支払	対化	面の	り額	(1)	#8X/1084.	******	PHINES, 2-3, 9	(Arbetste.	単付表2-1の ② X機-
	特定部	. 税	仕り	しれる	こ係	る	消費	移	額	(12)				_	(BC∰×6.3/100)	単行表2-1の含X機-
	課税	貨	物(こ係	る	消	費	税	額	(13)				_		単行表2-1の ② X個-
	納税義務場合にお									(14)						単行表2-1の G X機-
課	税仕			の † 12+13			合	Ħ	額	(15)						崇付妻2-1の ○ X書-
課程	税 売 上 党売上書	高	が 5	億円	9 U	下	, n	の金	o 、	(16)						崇付妻2-1の 8 X種-
	課95 個		のうち	5、課税	売上け	だにの	み要	する	もの	17						※付表2-1の意义機-
売日	売未	t G	通	5、課税	-		100	- 1	-	(18)						崇付妻2-1の ○ X書-
上海	上海は	がは、	別対点の税象	して 方式に ii	より	空除す	る課 多×④	税仕	入れ	(19)						単付表2-1の個X機-
向りがに	1 M 👄	括比の税	Parent	方式に		空除す	_	锐仕	入れ	200						※付表2-1の ② X機-
控除	課税売.	上割台	使变化			象固	定資產	ĔK	係る	21)						単付表2-1の包 X機 -
税額	調整対用)に載	象固	定資産	を課	脱業	券用	(非寶	視	業務	22						崇付妻2-1の号X 棚 -
の調整	居住に供し	用 1	t 貸	建物	ě	課	脱貨	ij	用	23						単付表2-1の⊕X種-
差		R	対	象	仕	入	. 1	ž	额	20	単付責1-2の(BA ∰ ∼	単件表1-2の個目	-	単件章1-2の④C養へ	単行表2-1の号X機-
引		Ŕ	過	大	調	整	1	ž	额	23	単付責1-200	BA∰~	単件表1-2の面目	-	単付費1-2の②C種へ	※付表2-1の等X機・
貸				係			_		額	26)	単付責1-2の(BA∰~	単件表1-2の回日	# ^	※付責1-2の②C書へ	単付表2-1の 会X 書-

付表 2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

				1		
		課税期間 ・・	~	・・・氏名又は		
	項	B		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合 計 (A+B)
	課税売上額(税 抜き)	1	F	F	
	免 税 売	上 都	2			
	非課税資産の輸出海外支店等へ移送し		3			
課	脱資産の譲渡等の対価の	額 (①+②+③)	4			※第一数の必要へ
	課税資産の譲渡等の対値	西の額(④の金額)	(5)			
	非課税费	世 上 都	6			
資	産の護渡等の対価	の額(⑤+⑥)	7			※第一家の登場へ
課	税 売 上 割	合 (④/⑦)	8			[%] ma
	課税仕入れに係る支払対	価の額(税込み)	9			
	課税仕入れに係	る消費税額	100	(②A欄×6.24/108)	(②B欄×7.8/110)	
	特定課税仕入れに係る	ち支払対価の額	(1)	※登長が登録は、展展第上開合が紹う	水構、かつ、特定服務仕入れがある。	皇者のみ影響する。
	特定課税仕入れに任	深る消費税額	12		(ФВЩ×7.8/100)	
	課税貨物に係る	5 消費税額	(I3)			
	納税義務の免除を受けない(受 場合における消費税額の調査					
課	税 仕 入 れ 等 の 税 (⑩+⑫+⑫+⑫+億		(15)			
課課	税売上高が 5 億円 2 税売上割合が95%以上の	以下、かつ、 り場合(®の金額)	16			
課	5 課95 個 ⑤のうち、課税売上	:げにのみ要するもの	17			
税(売)	現売未 対 じのうち、課税売上	:げと非課税売上げに 要 す る も の	(18)			
上枝	図上側 方 個別対応方式により) 控除する課税仕入れ ②+(③×④/⑦)]	19			
	又合場 一括比例配分方式により 等の税額) 控除する課税仕入れ (⑮×④/⑦)	600			
控除	課税売上割合変動時の調整を 消費税額の調整(加)		(21)			
税額	調整対象固定資産を課税業 用)に転用した場合の調整	務用(非課税業務	<u>@</u>			
の調整		課税賃貸用	63)			
差	控 除 対 象 仕	入 税 額	60	単付實1-3の⊕A欄へ	※付表1-3の⊕5機へ	
引	14 8A 3E 1 88	整税額	6 3	単付表1-3の個A欄へ	除付表1-3の②5 要 へ	
貸	倒回収に係る			単付表1-3の個A欄へ	単付表1-3の②8番へ	

消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)

3	課税化	+ 7.1	h.I=	落る	事項

(1) 仕入金額等の明細

(1)	仁人重領寺の明和				
	区 分		⑦決算額(税込・税抜)	 左のうち課税仕入 れにならないもの	(⑦ - 回) 課税仕入高
事	仕 入 金 額 (製品製造原価)	0	PA	P	Ħ
業	必要経費	2			
所	固定資産等の 取 得 価 額	3			
得	小 (①+②+③)	4			
不動	必要経費	(5)			
動産	固定資産等の 取 得 価 額	6			
所得	小 計 (⑤+⑥)	7			
	仕 入 金 額	8			
	必要経費	9			
所	固定資産等の 取 得 価 額	00			
得	小 計 (⑧+⑨+⑩)	0			
課	税仕入高の合計額	12	④、⑦、⑪の合計額	を記載してください。	
課利	党仕入れ等の税額の合計額	(3)	⑫の金額に対する消	費税額	

(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得(取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。)

(-) <u></u> 0							IN THE COLUMN TO
	産類	の等	取年月	得日等	取引金額等 (税込・税抜)	取 引 先 の 氏名 (名称)	取引先の住所 (所在地)
				•	巴		
				•			
				•			
				•			

[※] 継続的な取引先については、当課税期間中の取引金額の合計額を記載し、取得年月日等欄には「継続」 と記載してください。

(3) 主な固定資産等の取得(1件当たりの取引金額が100万円以上の取引を上位5番目まで記載してください。)

資産の 種類等	取 得 年月日等	取引金額等 (税込・税抜)	取 引 先 の 氏名 (名称)	取引先の住所 (所在地)
		P		

4	令和	年中の特殊事情(顕著な増減事項等及び	その理由を記載して	ください。
---	----	----------	------------	-----------	-------

(2/2)

消費税の還付申告に関する明細書(法人用)

	Þ	額等0 <		分		0	决 	紅 額	_		税仕入れ	(Ø-@)
			入市		(1)		(税込	・視抜)	(2	ならない	もの	課税仕
損	\vdash		一般管		2				\vdash			
益	_		外 費		3							
科	そ		の	他	4				\vdash			
目		小	計		(5)				I			
	Þ	ζ	;	分		0		枚得価額 ・税抜)	_	のうち課 ならない	税仕入れ もの	(⑦ - 回) 課税仕
資	固	定	資	産	6							<u> </u>
産	繰	延	資	産	7							
科目	そ		<u>ත</u>	他	8							
	見仕入れ	小	計		9	_		L destruction	are buttoner	*M. *		
								企額に対す P以上の取引			1 余 してノ・	ださい。)
				· 2得を行			女引先の 数してく		ては、)	当課税期間	間分をまる	とめて記載して
(3) §		を資産	等の取 後 取 年月	(1件当 得 日 等	たりの 取	取引:		万円以上のII 取	k引を上 引 先 (名	の		てください。) 先の住所(原
				•								
			٠	·								
			٠	\rightarrow								
			•	\rightarrow								
			•	\rightarrow								
				. 1								
				. 1								
				\rightarrow								

課税売上高及び消費税額等の予測表(一般用)

課税売上高及び消費税額等の予測表 顧問先コード: 顧問先名 基礎データ 期間 当期(令和 年度) 来期(令和 年度) 来々期(令和 年度) 8.00 % 10.00 % 10.00 % 10.00 % 8.00 % 8.00 % 課税売上 (第1種(卸売業)) (第2種(小売業)) (第3種(製造業等)) (第4種(その他)) (第8種(不動産業)) 免税売上 非課税売上・有価証券 非課税売上・有価証券以外 (課税売上対応) (共通売上対応) (北海県市上対応) 固定資産購入予定額 調整対象固定資産購入 高額特定資産取得 自己建設高額特定資産該当 課税貨物に係る消費税額 納税の免除変更の調整税額 控除税額の調整 貸倒回収に保る消費税額 貸倒れに保る税額 期首における資本金等の額 ※1 課税売上高及び課税売上割合 期間 当期(令和 年度) 来期(令和 年度) 来々期(令和 年度) 課税売上高(特定期間) 課税売上割合 3. 消費税額 期間 来期(令和 年度) 来々期(令和 年度) 一般課税 一般課税 課税方式 簡易課税 個別対応 -抵比例 個別対応 一括比例 課税標準額 納付税額 路牌新籍 合針税額 備考



「会計王」で3税率以上のデータを登録している場合、最新税率2つのみ連動します。

[基礎データ(簡易課税用)]画面

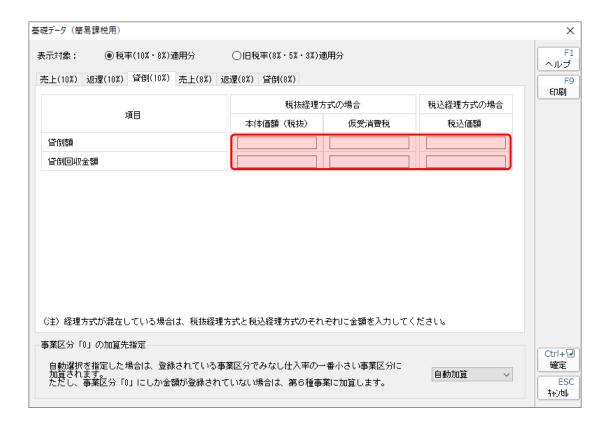
① 売上(10%)/(新8%)/(旧8%)/(5%)/(3%)

き礎デ−タ(簡易	課税用)					
表示対象: ● 税率(10%・8%)適用分 ○旧税率(8%・5%・3%)適用分 売上(10%) 返還(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%)						
項目		税抜経理方式の場合 本体価額(税抜) 仮受消費税		税込経理方式の場合税込価額	E	
課税売上	第1種事業 第2種事業 第3種事業 第4種事業 第5種事業 第6種事業	4-14-11mis (1717/2/	IXX/PRV	17L/21IIISR		
課税売上(計輸出取引等〉					
(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。 事業区分「0」の加算先指定 自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に 加算されます。 ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。						

① 返還(10%)/(新8%)/(旧8%)/(5%)/(3%)

基礎データ(簡易課税用)					×			
表示対象: ① 税率(10%・8%)適用分								
売上(10%) 返還(10%) 売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%)								
項目		税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	印刷			
		本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額				
	第1種事業							
	第2種事業							
	第3種事業							
課税売上返還	第4種事業							
	第5種事業							
	第6種事業							
	事業区分「0」							
課税売上に係る対価の返還計								
免税売上に係る対価の返還								
(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。								
事業区分「0」の加賞先指定								
自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に 加算されます。 ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。								
たたし、 争未正力・3月 にもが、重新が重新でれているいの目は、 新り様争素に加算しよう。								

① 貸倒(10%)/(新8%)/(旧8%)/(5%)/(3%)



課税売上高及び消費税額等の予測表(簡易課税用)

課税売上高及び消費税額等の予測表 顧問先コード: 顧問先名 基礎データ 期間 当期(令和 年度) 来期(令和 年度) 来々期(令和 年度) 税率 8.00 % 10.00 % 8.00 % 10.00 % 8.00 % 10.00 % 課税売上 (第1種(卸売業)) (第2種(小売業)) (第3種(製造業等)) (第4種(その他)) (第5種(サービス業等)) (第8種(不動産業)) 免税売上 非課税売上・有価証券 非課税売上・有価証券以外 (課税売上対応) (共通売上対応) (非課税売上対応) 固定資産購入予定額 調整対象固定資産購入 自己建設高額特定資産該当 課税貨物に保る消費税額 納税の免除変更の調整税額 控除税額の調整 貸倒回収に保る消費税額 貸倒れに保る税額 期首における資本金等の額 ※1 ※1 法人設立1期日の場合に入力 2. 課税売上高及び課税売上割合 当期(令和 年度) 期間 来期(令和 年度) 来々期(令和 年度) 課税売上高 課税売上高(特定期間) 課税売上割合 3. 消費税額 期間 来期(令和 年度) 来々期(令和 年度) 課税方式 簡易課税 簡易課税 個別対応 一抵比例 個別対応 一抵比例 雙模標準額 消費税額 藤被割額 合針税額 備考



「会計王」で3税率以上のデータを登録している場合、最新税率2つのみ連動します。

7.アンインストール方法

「消費税の達人(令和元年度以降用)from会計王22シリーズ」をコンピュータからアンインストールするには、以下の手順で行います。



注意

アンインストール作業中に[ユーザーアカウント制御]画面が表示されることがあります。その場合は[はい]ボタンをクリックして作業を進めてください(必要に応じてパスワードを入力します)。

1. Windowsのスタートメニュー[Windowsシステムツール]ー[コントロールパネル]をクリックします。

[コントロールパネル] 画面が表示されます。

- ※ Windows 11の場合は、Windowsのスタートメニュー [すべてのアプリ] をクリックして表示される [すべてのアプリ] 画面で、[Windowsツール] ー [コントロールパネル] をクリックします。
- **2.** [プログラムのアンインストール]をクリックします。

[プログラムのアンインストールまたは変更] 画面が表示されます。

- ※ [コントロールパネル] 画面をアイコン表示にしている場合は、[プログラムと機能] を クリックします。
- 3. [消費税の達人(令和元年度以降用)from会計王22シリーズ]をクリックして選択し、 「アンインストールと変更]をクリックします。

[プログラムの保守] 画面が表示されます。

4. [削除]を選択した状態で[次へ]ボタンをクリックします。

確認画面が表示されます。

5. [OK]ボタンをクリックします。 アンインストールが開始されます。

6. 完了画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人(令和元年度以降用) from会計王22シリーズ」のアンインストールは完了です。

7.アンインストール方法 42

8.著作権・免責等に関する注意事項

- ・ 「消費税の達人(令和元年度以降用)from会計王22シリーズ」のソフトウエア製品全体の著作権、 工業所有権の一切の知的財産権はソリマチ株式会社に帰属するものとします。
- ・ 「消費税の達人(令和元年度以降用)from会計王22シリーズ」の複製物(バックアップ・コピー)は、不慮の事故に備えて1部のみ作成することができます。
- ・ 「消費税の達人(令和元年度以降用)from会計王22シリーズ」を使用した結果の損害及び影響について、原因のいかんを問わず、弊社及びソリマチ株式会社は一切の賠償の責任を負いません。
- 「消費税の達人(令和元年度以降用) from会計王22シリーズ」のプログラム及びドキュメント等の 一部または全部をどのような場合でもその形態を問わず無断で解析・改造・配布等を行うことはでき ません。
- ・ 「消費税の達人(令和元年度以降用)from会計王22シリーズ」のソフトウエア製品仕様は、事前の 通知なしに変更することがあります。

